

野々市市事業復活緊急支援金 (追加分)

～申請の手引き～

国の事業復活支援金及び石川県事業復活支援金に上乗せした市独自の支援金「野々市市事業復活緊急支援金」について、売上減少の大きな事業者を支援するため、県支援金の1/2を上限に当初支給額との差額を追加支給します。

1 対象事業者

次のすべてを満たしていること。

○野々市市事業復活緊急支援金（当初分）の支給を受けている者

※当初分の申請をしていない場合は、当初分の申請と追加分の申請を同時にしていただくことができます（別途当初分の申請書類が必要です）。

○石川県事業復活支援金の支給を受けている者。具体的には、次表の区分A～Dのいずれかに該当する者となります。

区分	個人法人の別	年間売上高	石川県事業復活支援金の支給	
			一律給付分	追加給付分
A	個人事業主	—	有	有 (2,000円以上)
B	法人	1億円以下	有	— (追加給付分の対象外)
C	法人	1億円超	有	無又は有 (2,000円未満)
D	法人	1億円超	有	有 (2,000円以上)

※石川県事業復活支援金は、一律給付分と追加給付分があります。対象となる県支援金の支給を全て受けた後に申請してください。詳細は、県ホームページ (https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/jigyo_fukkatsu.html) を確認してください。

○代表者又は役員が野々市市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。

2 追加支援金の額

次の式により算定した額（1,000円未満切捨て）となります。

県支援金支給額（一律給付分+追加給付分）×1/2－市支援金（当初分）支給額

（例）県支援金支給額 775,000円（一律給付分 500,000円、追加給付分 275,000円）、市支援金（当初分）支給額 200,000円の場合

$(500,000円 + 275,000円) \times 1/2 - 200,000円 = 187,500円$

→1,000円未満切捨てのため 187,000円

【参考】市支援金（追加分）の支給限度額

売上減少率	個人事業主	法人		
		年間売上高		
		1億円以下	1億円超 5億円以下	5億円超
▲50%以上	最大 2.5万円	最大 5万円	最大 17.5万円	最大 42.5万円
▲30%以上 ▲50%未満	最大 1.5万円	最大 3万円	最大 10.5万円	最大 25.5万円

※売上減少率、年間売上高の考え方は、国の事業復活支援金と同様です。

※複数の店舗、事業所を営んでいる場合であっても、店舗単位ではなく事業者単位での交付となります。

3 申請受付期間

令和4年6月27日（月）～令和4年11月30日（水）当日消印有効

4 申請方法

申請書類を次の宛先に郵送又は持参してください。

<宛先>

〒921-8510

野々市市三納1丁目1番地

野々市市役所 地域政策部 地域振興課

5 提出書類

1. 交付申請書 様式第1号
2. 石川県事業復活支援金（追加給付分）の振込先口座の通帳等の写し
（追加給付分の支給を受けている場合のみ提出）

次の①及び②の両方必要です。

①金融機関名、本支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人が確認できる部分の写し

②県支援金の振込日及び振込金額が確認できる部分の写し

6 交付の決定・支払

申請書類の審査の結果、支援金の交付を決定したときは、交付決定の日から2週間程度で申請者指定の口座に支援金を振込します（なお、この振込をもって交付決定の通知と代えさせていただきます。）。

申請書類の審査の結果、支援金の不交付を決定したときは、申請書を受付した日から2週間を目途に不交付決定通知を送付いたします。

7 問合せ先

野々市市役所 地域政策部 地域振興課
電話番号 076-227-6160
メール chiiki@city.nonoichi.lg.jp
HP <https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/9/37770.html>